
プロジェクト 公正価値測定に関するガイダンス及び開示

項目 金融商品の時価に関する開示の適用対象企業の検討

I. 本資料の目的

1. 本資料は、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項¹に関する適用対象企業について検討することを目的としている。

なお、検討にあたっては、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）第 40-2 項及び企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（以下「金融商品時価開示適用指針」という。）第 3 項及び第 4 項における次の定めがあることを前提としている。また四半期開示は、別途検討を行う予定である。

- (1) 重要性が乏しいものは注記を省略することができる。
- (2) 連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しない。

II. 適用対象企業の検討

これまでの審議における検討

2. 第 393 回企業会計基準委員会（2018 年 9 月 27 日開催）及び第 134 回金融商品専門委員会（2018 年 9 月 28 日開催）の審議において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項の開示に関する適用対象企業について次のように提案した²。

- (1) 金融機関は、保有する金融商品について金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項の開示を行う。
- (2) 一般事業会社は、貸借対照表で時価評価されるレベル 3 の金融商品について金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項の開示を行う。

ただし、企業集団に含まれる金融子会社の保有する金融商品（連結会社間取引

¹ IFRS 第 13 号が求める各開示項目を日本基準に導入することを検討する上で、金融商品会計基準及び金融商品時価開示適用指針の文案において提案している開示事項の名称を指す。

² 本項では、厳密性に欠けるものの解かり易さの観点から、「金融機関」、「一般事業会社」、及び「金融子会社」の用語を用いている。

から生じるものを除く。以下、(2)において同じ。)が企業集団全体の観点から事業目的に照らして重要性に乏しい³とは認められないときには、当該金融子会社の保有する貸借対照表で時価評価されるレベル3の金融商品以外の金融商品についても金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項の開示を行う。

3. 前項の提案に対しては、第393回企業会計基準委員会では、主に次の意見が聞かれている。
- (1) 金融機関であるか否かで開示の要否を分けることには合理性がないのではないか。金融機関を想定したとされる定義を満たさないとレベル1及びレベル2の金融商品について時価に関する開示を行う重要性がないということは説得的ではない。特に、総資産の大部分を金融資産が占めるという条件を満たすだけで開示の重要性はあると思われる。
 - (2) 金融機関を想定したとされる定義には「大部分」との文言があり、これは8~9割以上を指すと思われる。例えば5割程度では定義に該当しないことになるが、その場合にレベル3以外の金融商品について開示が不要であるというのは説得的ではないと思われる。むしろ、例えば現預金を除く金融商品の重要性が乏しい場合には開示が不要であると定めた方がよいのではないか。
 - (3) 一般事業会社において金融子会社で保有している金融商品についてはレベル3以外の金融商品についても開示が求められるが、金融子会社以外でレベル3以外の金融商品が存在する可能性がある中で、金融子会社以外にはレベル3以外の金融商品についての開示が求められない点に違和感がある。
 - (4) 適用対象企業を入口で金融機関と一般事業会社に区分することに賛成する。一般的な重要性により開示の要否の判断を企業に求める場合には、企業に重要性を判断するコストがかかるほか、過去の事例からも、企業は結果的に開示することとなり、有用性に乏しい開示が積み重なるということになりかねない。事務局の提案には金融子会社もカバーされているほか、一般事業会社にもレベル3に関しては開示を要求されていることから、本当に重要な情報は開示されるのではないか。
 - (5) 一般事業会社にレベル2のインプットや評価技法の説明の開示を求めても大きなベネフィットはないと考えられるとしている点に違和感があり、一般事業会社にも当該開示は必要であると考えられる。IFRS第13号が本開示項目を要求してい

³ 「企業集団全体の観点から事業目的に照らして重要性に乏しい」とは、例えば、企業集団内の会社間の資金管理を行っている金融子会社で貸借対照表に計上される金融資産又は金融負債の大半が連結消去される場合や貸借対照表に計上される金融資産又は金融負債の金額が企業集団全体からみた場合に重要性が乏しい場合等を意味する。

るということは、ベネフィットがあるため要求しているのではないか。また、一般事業会社が保有するレベル2の金融商品は、金利スワップや為替予約など単純なデリバティブに限られない。さらに、コストに関する分析が欠けており、コストが大きくないのであれば、開示を要求することが適当ではないか。

4. また、第134回金融商品専門委員会では、主に次の意見が聞かれている。

- (1) 現行の金融商品の時価開示が一般事業法人も対象としていること、また一般事業法人の中でも様々な金融商品を持っている可能性があること及び金融機関でも商業銀行やリテール証券会社の一部では限られた金融商品しか保有していないことを踏まえると、金融機関であるか否かで開示の要否を分ける必要はないと考えられる。
- (2) 国際的な整合性が図られないこととなるため、金融機関と一般事業会社との区別を設けることについて反対する。一般事業会社にレベル別の残高および評価技法とインプットの開示を求めることのベネフィットの分析がなされているが、会計基準の国際的な整合性が図られることのベネフィットが考慮されていない。また子会社が金融機関に該当するかどうかの判定が每期求められることにもコストがかかることが想定される。これらの点を踏まえるとコスト・ベネフィットの観点からベネフィットの方が大きいと考えられる。
- (3) 国際的な整合性の観点から金融機関と一般事業会社を区別することに反対する。レベル1とレベル2の開示に関しては当初導入時のコストはかかるものの、翌期以降は大きなコストはかからないと考えられる。
- (4) 金融機関と一般事業会社の区別を設けることに賛成する。大多数の会社は為替予約や金利を固定化する金利スワップを保有している程度であるため、全体として負担を軽減することができる。
- (5) 一般事業会社について何らかのかたちで区分を設けることに賛成する。1つの案として、適用指針の本文では特に定めを設けずに、設例の中で一般事業会社が一部の開示を省略できることを示すという方法が考えられる。

5. 第3項及び第4項の聞かれた意見は、次のように纏めることができる。

(1) 金融機関と一般事業会社との区分

- ① 一般事業会社について、特別なルールは設けずに、一般的な重要性等の観点で開示の要否を判断してはどうかという意見が聞かれている(第3項(1)から(3)及び第4項(1)から(3)参照)。

- ② 他方で、金融機関と一般事業会社を区分することに賛同するとの意見も聞かれている（第3項(4)及び第4項(4)、(5)参照）。

(2) 使用した評価技法及びインプットの記述

- ① 仮に一般事業会社について特別なルールは設ける場合であっても、レベル2の金融商品に対してインプットや評価技法の説明を追加的に求めているかどうかという意見が聞かれている（第3項(5)及び第4項(3)参照）。

今回の追加的な検討

(金融機関と一般事業会社との区分)

- 6. 第393回企業会計基準委員会及び第134回金融商品専門委員会の審議では、主に次の理由から、一般事業会社について、特別なルールは設けずに、一般的な重要性等の観点で開示の要否を判断してはどうかという意見が多く聞かれている（第5項(1)参照）。

(1) 金融機関と一般事業会社との区分では、開示の要否について必ずしも適切な区分とはなっていない。

(2) 財務諸表の国際的な整合性が図られなくなる。

- 7. また、仮に一般事業会社について特別なルールは設ける場合であっても、レベル2の金融商品に対してインプットや評価技法の説明を追加的に求めているかどうかという意見が聞かれている（第5項(2)参照）。

仮にレベル2の金融商品に対してインプットや評価技法の説明を求めるとすると、レベル2の金融商品を特定する必要があり、結局のところ、レベル1からレベル3の金融商品を特定することと同様の作業が必要となり、結果的にそれぞれのレベルの金融商品の残高も判明することとなる。

- 8. これまでの審議において提案してきたように、時価の不確実性が最も高いレベル3の金融商品⁴（例えば、仕組債や証券化商品）に関する詳細な開示により、財務諸表利用者は時価の不確実性が純利益や包括利益へ与える影響を分析できる情報を開示することは特に重要であると考えられる。

これに加え、レベル2の金融商品であっても評価技法及びインプットに関する情報

⁴ 日本基準において時価評価する金融商品に限定するものであり、非上場株式などの時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は含まれない。

は有用であると考えられることから⁵、第6項及び第7項の意見を踏まえ、開示対象企業として金融機関と一般事業会社との間に区分を設けずに、日本基準に導入する全開示項目について開示を求めることが考えられる。

9. ただし、これまでの審議において、作成コストの増大に懸念する意見が聞かれているため、それらの意見の対処の方法は、次の方法が考えられる。

(1) 金融商品時価開示適用指針の結論の背景において、重要性が乏しい場合には開示する必要がないことを強調する。

(2) 金融商品時価開示適用指針の設例⁶において、金融業と製造業の開示例の開示状況の差を設けて説明する（第4項(5)参照）。

10. 以上を踏まえると、次の通りとすることが考えられるがどうか。

(1) 開示対象企業として金融機関と一般事業会社とを区分しない。

(2) 次の方法により、作成コストへの懸念に対処する。

① 金融商品時価開示適用指針の結論の背景において、重要性が乏しい場合には開示する必要がないことを強調する。具体的な記述については、後日、結論の背景を検討する際に検討する。

② 金融商品時価開示適用指針の設例において、金融業と製造業の開示例の開示状況の差を設けて説明する。具体的な記述については、後日、設例を検討する際に検討する。

(使用した評価技法及びインプットの記述)

11. 開示対象企業として金融機関と一般事業会社とを区分することを前提とした検討では、金融商品時価開示適用指針第4項(1)及び(3)の「時価の算定方法」の開示を維持したまま、IFRS第13号の「使用した評価技法及びインプットの記述」を金融機関のみを

⁵ IFRS第13号は、開示の目的を、財務諸表利用者が次の両方を評価するのに役立つ情報を開示することであるとしている（IFRS第13号第91項）。

(1) 当初認識後に財政状態計算書において経常的又は非経常的に公正価値で測定される資産及び負債については、評価技法及び当該測定を作成するのに用いたインプット

(2) 重大な観察可能でないインプット（レベル3）を用いた経常的な公正価値測定については、その測定が当期の純損益又はその他の包括利益に与える影響

⁶ 現行の金融商品時価開示適用指針の設例は、(i)製造業(1)、(ii)製造業(2)、(iii)金融業の3社の開示例から構成されている。

対象に新たに導入することを提案してきた。金融機関と一般事業会社の区分なく「使用した評価技法及びインプットの記述」を導入する場合には、「時価の算定方法」の開示は不要となると考えられる⁷。

12. そこで、開示対象企業として金融機関と一般事業会社とを区分しないことを前提とすると、「使用した評価技法及びインプットの記述」を日本基準に導入する際には、次の通りとすることが考えられるがどうか。
- (1) 金融商品時価開示適用指針第 4 項(1)及び(3)「時価の算定方法」に関する開示要求を削除する。
 - (2) 金融商品時価開示適用指針第 4-2 項(3)で、「使用した評価技法及びインプットの記述」及び「評価技法の変更及びその理由」の開示を求める（これまでの提案から不変）。

(提案)

13. 第 6 項から第 12 項の分析から、次の通りとしてはどうか。
- (1) 開示対象企業として金融機関と一般事業会社とを区分しない。また、次の方法により、重要性に関する問題に対処する。
 - ① 結論の背景において、重要性が乏しい場合には開示する必要がないことを強調する。
 - ② 設例において、金融機関と製造業の開示例の開示状況の差を設けて説明する。
 - (2) 「使用した評価技法及びインプットの記述」の導入について次の通りとする。
 - ① 金融商品時価開示適用指針第 4 項(1)及び(3)の「時価の算定方法」を削除する。
 - ② 金融商品時価開示適用指針第 4-2 項(3)で、「使用した評価技法及びインプットの記述」及び「評価技法の変更及びその理由」の開示を求める（これまでの提案から不変）。

⁷ IFRS 第 13 号の「使用した評価技法及びインプットの記述」は、IFRS 第 7 号「金融商品：開示」（以下「IFRS 第 7 号」という。）第 27 項の定めが 2010 年の IFRS 第 13 号の公表に伴い IFRS 第 13 号に移されたものである。一方で 2008 年 3 月に公表された金融商品時価開示適用指針第 4 項(1)及び(3)の「時価の算定方法」も、当時の IFRS 第 7 号第 27 項を参考にしていただと考えられる（ただし、それまでも日本基準では有価証券やデリバティブ取引の時価等の開示が行われてきており、必ずしも IFRS 第 7 号を基礎としているわけではない。）。

ディスカッション・ポイント

開示の適用対象企業に関する事務局の追加的な分析及び第 13 項の提案について、ご質問又はご意見を頂きたい。

以 上